

三木・佐々木・山田法律事務所

事務所報 第1号



【当別ふくろう湖】

残暑お見舞い申し上げます

平成27年8月

代表弁護士 三木 正俊 (みき まさとし)

1979年(昭和54年) 3月 一橋大学法学部卒業
 1981年(昭和56年) 4月 東京弁護士会で弁護士登録
 1985年(昭和60年) 8月 札幌弁護士会に登録換 三木法律事務所設立
 2011年(平成23年) 1月 三木・佐々木・山田法律事務所設立

<弁護士会略歴・公職>

2008年度(平成20年度) 札幌弁護士会会長・日弁連常務理事
 2009年度(平成21年度) 北海道弁護士会連合会理事長・日弁連常務理事
 2011年度(平成23年度) 日本弁護士連合会副会長
 2013年(平成25年)～ 札幌市オンブズマン

**代表弁護士よりご挨拶**

弁護士 三木正俊

今般、当事務所として初めての事務所報を発行することと致しました。

みなさまに信頼され、身近で親しまれる法律事務所でありたいという思いから、とりあえず残暑見舞いのご挨拶を、葉書ではなく事務所報でさせていただくということとしました。当事務所の弁護士及び事務スタッフが何を考え、どのような活動をしているか、限られた紙面からではありますが少しく感得いただければ幸いです。

さて、北海道で活動している弁護士は、現在約920名、その内札幌弁護士会の会員である弁護士は約730名となっています。私が札幌で独立開業したのが昭和60年8月ですが、その当時の会員数は北海道で約300名、札幌で240名程度でしたので、私が独立した当時からすると約3倍の人数になりました(全国で見ても約1万1600人から約3万6400人と3倍を超えています)。司法改革の一環として法曹人口の大増員が決まった結果です。

この増員の理由の一つが司法過疎対策に資するということでした。しかし、これだけの弁護士数の増員があっても弁護士過疎問題は依然として残っています。当然のことながら、人数が増えても過疎地に弁護士が赴任する仕組みを作らなければ、弁護士過疎は解消しません。

日弁連では、全国の弁護士が月600円の会費を拠出し「ひまわり基金」と銘打って、全国の弁護士過疎対策に必要な援助等ができるような仕組みを構築しています。この基金で全国110カ所以上に、ひまわり基金法律事務所(公設事務所)の設立・運営など弁護士過疎対策を支援してきました。

これに加えて、北海道の弁護士は月2,000円の会費を負担し、「すずらん基金」として過疎対策のための資金を確保しています。北海道は広大な面積を有しているが故に、弁護士過疎も深刻です。本来は、過疎対策は公的資金で賄われるべきと考えますが、過疎地域の市民が的確な司法サービスを受けるのは権利であると考え、弁護士・弁護士会は、国や自治体の政策に先行して、その権利擁護に必要な施策を推進していることとなります。

弁護士を取り巻く環境が、前記の弁護士人口の大増員の影響もあり極めて厳しい状況にあるのに、弁護士は司法過疎対策の必要性を理解し、ひまわり基金(道内弁護士はこれに加えてすずらん基金)の会費負担を続けています。そして、弁護士会はこれらの基金を有効に活用し司法過疎対策を進めるための活動をしています。弁護士が志高く活動していることをご理解いただきたいと思います。その一つの例として、「ひまわり基金」及び「すずらん基金」を紹介しました。

弁護士 佐々木 潤 (ささき じゅん)

1992年(平成 4年) 3月 日本大学法学部卒業
 1994年(平成 6年) 4月 日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了
 1994年(平成 6年) 4月 北海道庁入庁(生活福祉部)
 1997年(平成 9年) 3月 北海道庁退職
 2001年(平成13年) 10月 札幌弁護士会登録、三木法律事務所入所
 2011年(平成23年) 1月 三木・佐々木・山田法律事務所設立



<弁護士会略歴・役職>

2012～2014年度(平成24～26年度) 札幌弁護士会司法改革推進委員会副委員長
 2015年度(平成27年度) 札幌弁護士会副会長

弁護士会の活動を通して

弁護士 佐々木潤

平成27年4月1日から札幌弁護士会の副会長職に就いております。

札幌弁護士会に所属する弁護士数は、現在、730名を超えており、全国的には中規模に位置付けられています。

札幌弁護士会には、会長1名のほか、副会長が4名おり、いずれも1年間の任期とされています。

副会長は、弁護士会を代表する会長の補佐として、この1年間の任期の間、弁護士会や弁護士に関わる各種事務(弁護士の間では「会務」と呼んでいます。)を処理しています。

副会長4名の間では弁護士会に関わる様々な会務をそれぞれ分担しており、私の具体的な担当は、憲法、人権擁護、高齢者・障害者、消費者保護、両性の平等、貧困対策、司法改革、司法制度調査などの分野となっています。

弁護士会は、所属弁護士を会員として構成するものであり、監督官庁等の存在しない完全に自律した団体としていわゆる「弁護士自治」が確立しています。

そのため、私自身も、札幌弁護士会の副会長職としての責任を日々強く感じながら、会務に当たっています。

このように、来年3月31日まで札幌弁護士会の会務に携わることとなっておりますが、弊事務所の弁護士業務をおろそかにすることのないよう取り組んで参ります。

ところで、昨今では、様々なメディアにおいて、時間外賃金未払、不当解雇、パワーハラスメント、労働災害など労働分野における紛争が数多く取り沙汰されています。しかしながら、これら労働分野における紛争については、事後的に対処するのではなく、事前に防止策を採るべきであり、しかも、効果的な事前防止策を講ずることがいずれも可能であると言えます。

具体的には、労働分野に関する法令や通達の理解・尊重、就業規則やその他関係規定の整備、実際の運用の見直し等を行うことで対応することが可能です。

労働分野における紛争は、労働者自身に対してはもちろんのこと、企業にとっても多大な負担を強いることとなりかねず、「ブラック企業」のように企業がこれまで培ってきた社会的信用にまで影響を与える場合さえあります。

すべての法的紛争に共通することではありますが、現代では、特に労働分野における紛争の発生自体を防止することが不可欠であると考えます。

弁護士 山田 裕輝 (やまだ ひろき)

2003年(平成15年) 3月 一橋大学法学部卒業
 2006年(平成18年) 10月 札幌弁護士会登録、三木法律事務所入所
 2011年(平成23年) 1月 三木・佐々木・山田法律事務所設立
 2013年(平成25年) 弁理士登録

<弁護士会略歴・役職・所属団体>

2012年度(平成24年度)～ 国際交流委員会 委員 (日本弁護士連合会)
 2013年度(平成25年度)～ 法曹倫理委員会 委員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 知的財産委員会 委員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 国際室 室員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 北方圏交流委員会 委員長 (北海道弁護士会連合会)



日ロBizサポートネットワーク メンバー

沿海地方を訪問して

弁護士 山田裕輝

私は本年4月から北海道弁護士会連合会北方圏交流委員会の委員長を務めており、この委員会の活動の一環として、本年4月8日から同月11日まで、ロシア連邦沿海地方にあるウラジオストク市を訪れ、沿海地方弁護士会等を訪問してきました。せっかくの経験ですので、この場を借りて皆様にも情報提供をさせていただきます。

ウラジオストク市はロシア極東にある坂の多い港町です。札幌市と同じく北緯43度にあり、札幌市からの直線距離は約750kmで、東京よりも近くにあります。



【写真：ウラジオストク駅の駅舎】

ロシア革命前にはウラジオストク市には日本人街があり、多くの日本人が住み、銀行や商店などを開設して経済活動を営んでいたそうです。また、日露戦争後は、ウラジオストクと敦賀との間に定期航路が開設され、日本人がヨーロッパに行く際には敦賀からウラジオストクを経由してシベリア鉄道で行くのが主流となり、日本人にとってウラジオストクがヨーロッパへの玄関口となったそうです。与謝野晶子が鉄幹を追ってヨーロッパへ行った際も、敦賀からウラジオストクを経由して行ったそうです。

ウラジオストク市は、近年、ロシアにとってのアジア太平洋地域への玄関口としての重要な位置づけが与えられ、開発に力が入られています。2012年にはAPECがウラジオストク市で開催され、これにあわせて様々な開発が立て続けに行われました。

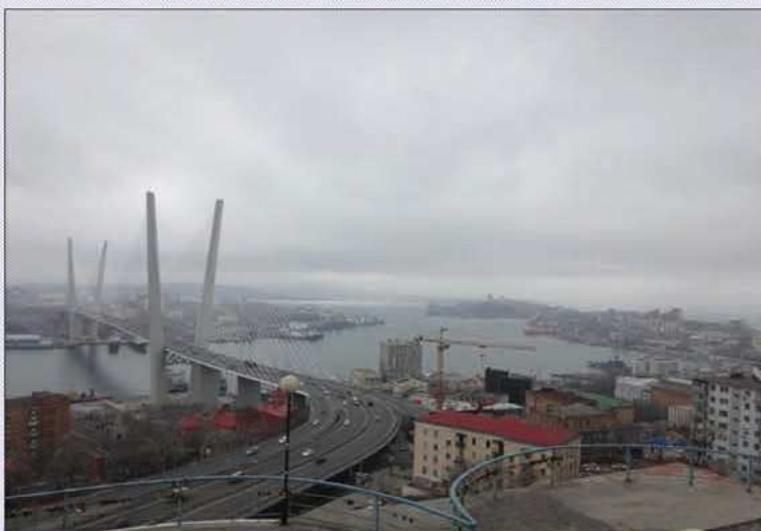


【写真：極東国立大学東洋学院建物前にある与謝野晶子記念碑】

ウラジオストク市は金角湾という入り江に面していますが、2012年にはこの金角湾に斜張橋が架けられました。この橋の建設の際には北海道内のコンクリート会社が合併会社を設立して生コンクリートを納入しています。



【写真：金角湾と金角湾横断橋（ウラジオストク駅裏から）】



【写真：鷺の巣展望台から見た金角湾と金角湾横断橋】

また、ウラジオストク市の南にはルースキー島と呼ばれる島があり、2012年のAPECの会場となりました。APEC会場として建設された建物は、APEC終了後は極東連邦大学のキャンパスとして使用されています。このルースキー島と大陸の間にも2012年に斜張橋が架けられました。この橋は、斜張橋としては世界最長の橋だとのこと。



【写真：極東連邦大学（APEC会場だった建物）】

このほかにも、カジノリゾートの建設などといった様々な開発計画が持ち上がっているようですが、汚職事件などのために頓挫しているものも多いようです。さらに、ここ数年は、原油価格の下落やルーブルの暴落、ウクライナ問題を原因とする経済制裁などもあり、ロシア経済は困難な状況にあるようです。

ウラジオストク市のある沿海地方には、日本の大手商社や都市銀行などが拠点を設けているほか、トヨタやマツダが合併による現地法人を設立しています。また、住宅関連企業の進出も多く、国内の大手建材卸売会社が現地法人を設立して建材販売を行っているほか、道内の住宅建設会社も共同出資により現地法人を設立して住宅内装業務を行っています。このほかにも、北海道銀行が駐在員事務所を設けているほか、医療法人北斗が合併による現地法人を設立して画像診断センターを開業しており、また、生チョコレートで有名なロイズが2店舗を開業しているなど、進出例が増えています。



【写真：ウラジオストク空港内のロイズ店舗】

もっとも、ロシア進出を試みながらも、恒常的な商売へと結びつけていくことに苦労している企業も多いようです。

今回の訪問では、沿海地方弁護士会のミンツェフ会長をはじめとする弁護士らと会談し、今後の交流継続を約束することができました。

また、ウラジオストク日本センターや北海道銀行ウラジオストク駐在員事務所を訪問し、現地の情報を得ることができたほか、在ウラジオストク日本総領事公邸での会食にお招きいただくという貴重な経験をすることができました。

今回の訪問での経験を、弁護士・弁護士会同士の交流・協力関係の発展と日々の弁護士業務に役立てていきたいと思っております。

弁護士 阿部 迅生 (あべ としお)

2006年(平成18年) 3月 慶應義塾大学商学部卒業
 2009年(平成21年) 3月 慶應義塾大学法科大学院卒業
 2010年(平成22年) 9月 新司法試験合格
 2010年(平成22年) 11月 司法研修所入所(新64期)
 2011年(平成23年) 12月 札幌弁護士会登録、三木・佐々木・山田法律事務所入所

<弁護士会略歴・役職>

2012年度(平成24年度)～ ゲートキーパー立法阻止対策本部 委員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) ゲートキーパー立法阻止対策本部 委員 (日本弁護士連合会)
 2015年度(平成27年度) 共謀罪法案対策本部 委員 (日本弁護士連合会・札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 倒産法委員会 委員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 憲法委員会 委員 (札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 秘密保全法制対策本部 委員 (札幌弁護士会)



入所4年目を迎えて 弁護士 阿部迅生

弁護士の阿部迅生です。

この度、当事務所より定期的に事務所報を作成する運びとなりまして、毎日、法律文書を書くことはあってもSNSやブログなどで全く発信しない私にとって、普段であれば何を書いたらよいか悩み続けるところでした。

しかし、幸いにもこの度、私事ながら、事務所報に掲載できるニュースがありました。

6月11日、我が家に第一子が誕生しました！3664gもある大きな男子です。私も我が子の誕生の瞬間に立ち会うことができ、新しい生命の誕生にとっても感動しました。母子共に健康で親子三人での生活が始まりましたが、数時間おきにこの世の終わりのように泣くため睡眠不足に悩まされる日々が続いております。

それでも日に日に顔立ちもハッキリしてきて成長していく我が子の姿を見ながら、その成長を楽しみに生活できることに喜びを感じるとともに、自分自身が親となることで私が小さいときの親の苦勞を知ることができ、育ててくれた両親に対する感謝の気持ちを深めています。

最近忙しい毎日を過ごしており、まだ育児に慣れていないため、泣き止ませようとあやしたつもりだったが逆にひどく泣かせてしまったり、寝かしつけるつもりだったが逆に目を覚ましてしまったり等、しっかりと育児をしていますと胸を張っていえる状況ではまだないですが、子供の成長を見逃さないように一日一日を大切に子供と接していこうと思っています。

最後に、弁護士として4年目となりましたが、結婚、子育てという経験についても、弁護士としての物事に対する理解の深化に繋げ、紛争の適切な解決に尽力していきたいと考えております。今後とも何卒よろしくお願い致します。

弁護士 谷口清香 (たにぐち さやか)

2008年(平成20年) 3月 北海道大学法学部卒業
 2011年(平成23年) 3月 北海道大学法科大学院卒業
 2011年(平成23年) 9月 新司法試験合格
 2011年(平成23年) 11月 司法研修所入所(新65期)
 2012年(平成24年) 12月 札幌弁護士会登録、三木・佐々木・山田法律事務所入所

<弁護士会略歴・役職>

2013年度(平成25年度)～ 両性の平等に関する委員会 委員(札幌弁護士会)
 2015年度(平成27年度) 法律相談センター運営委員会 委員(札幌弁護士会)



「マタハラ」問題について 弁護士 谷口清香

札幌も今年は蒸し暑いですね。北海道の夏は本当にあつという間ですので、存分に満喫しようと意気込んでおります。

当事務所の近くに大通公園西12丁目のバラ園があるのですが、ただいま(平成27年7月当時)、バラの花が見頃を迎えております。調べたところ32種類のバラが植えられているらしく、珍しいバラの花について見入ってしまうこともあります。また、付近にはバラの優雅な香りが漂っていて、通りかかるだけで女子力がアップしたような気持ちになれるので、おすすめスポットです。

前置きはさておき、最近、「マタハラ」という言葉を耳にする機会が増えてきたかと思えます。「マタハラ」(マタニティー・ハラスメント)とは、いわゆる、女性の労働者に対し、妊娠・出産・産前産後の休業又は軽易業務への転換などを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることをいいます。

平成26年10月23日の最高裁判決において、妊娠中の軽易業務への転換を契機とする降格処分について、原則として男女雇用機会均等法9条3項に反して無効であり、労働者が自由な意思に基づいて降格を承諾した場合、又は降格措置を執ることなく軽易業務への転換をさせることに業務上の必要性から支障がある場合であって、その業務上の必要性の内容・程度等に照らして男女雇用機会均等法の趣旨・目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情が存在するときには、例外的に同条項には反しないとする判断基準を示したことも記憶に新しいところです。

この判決に対しては、様々な立場からの意見もあろうかと思えますが、働く女性の立場からすると、キャリアか妊娠・出産かを迫られるような社会は、女性の社会進出が望まれる今の時代に逆行するものですので、最高裁の判断は妥当であると考えます。少子高齢化、労働人口の減少が問題となるなか、いまある労働力としての女性の活用について、企業のみならず社会全体で検討していくことが求められます。



(大通公園西12丁目のバラ園にて)

1 平成26年会社法改正

「会社法の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に成立し、本年5月1日から施行されております。この改正では、社外取締役に関する規定の改正が上場企業等に大きな影響があるため特に広く報道されましたが、そのほか、中小企業にも影響があると考えられる改正がいくつかあります。

2 多重代表訴訟

この度の会社法改正で、会社の株主がその会社の子会社の役員に対する代表訴訟を提起できる制度（多重代表訴訟）が導入されました。

従来からある株主代表訴訟は、株主において、会社に対して取締役等の役員等の責任を追及する訴えを提起するよう請求することができ、その請求の日から60日以内に訴えを提起しない場合には、会社のために株主自らが役員等の責任を追及する訴えを提起することができるという制度です。しかしながら、この制度では、子会社の役員がその任務を怠った場合でも、子会社自身がその役員の責任を追及せず、株主たる親会社もその役員の責任を追及しようとしなない場合は、親会社の株主は子会社の役員の責任を追及することができないため、子会社の役員の責任を適切に追及することが難しくなっていました。

この度の改正で導入された多重代表訴訟では、親会社の株主が、その100%子会社の役員の責任を追及することが可能となります。

多重代表訴訟を提起できるのは、親会社の100分の1以上の議決権又は株式を有する株主です。子会社の役員の責任の原因となった事実が生じた日において、親会社における子会社の株式の帳簿価格が親会社の総資産額の5分の1を越えていることが必要です。

中小企業においても、持株会社設立などにより完全子会社を有している会社は多く、今後、この多重代表訴訟の構造を理解しておく必要が出てくるものと思われます。すでに、当事務所にも、この多重代表訴訟が論点となるご相談が寄せられております。

3 特定支配株主による株式売渡請求制度

また、この度の会社法改正では、支配株主が少数株主に対してその保有する株式の売渡しを請求できるという制度が導入されました。

この制度では、特別支配株主（自己とその完全子会社とで合算して当該株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を有している株主）は、他の株主全員に対して、その有する株式を売り渡すことを請求することができます。

この株式売渡請求を行おうとする特別支配株主は、対価として交付する金銭の額又はその算定方法、取得日などを定めた上で、これを会社に通知して、その会社の取締役会決議による承認を受ける必要があります。

会社が取締役会決議によって株式売渡請求を承認したときは、取得日の20日前までに、会社から株式を失うこととなる少数株主（売渡株主と呼ばれます。）に一定の事項を通知します。

その後、取得日に、特別支配株主が売渡株主の株式の全部を取得します。この取得は形成的になされるので、少数株主側の意向とは無関係に、一方的に、株式が売渡株主から特別支配株主に移転することになります。株式譲渡制限のある会社でも、承認があったものとみなされます。

売渡株主は、対価に不服がある場合には、取得日の20日前から前日までの間に、裁判所に対して、売買価格の決定の申立てをすることができます。また、売渡株主は、手続に法令違反がある場合や対価が著しく不当である場合等には、株式取得の差止めを請求することができます。

この制度は、株主総会に関する手続の負担軽減や株主の管理コスト削減を目的として利用される可能性があります。中小企業においては、創業時の経緯や相続など種々の事情から、少数株主が複数存在する会社も多くありますので、今後利用を検討することが多くなると考えられます。

事務局より一言

まず、月並みではありますが当事務所の事務局をご紹介します。

私のほか事件担当事務員4名、経理総務担当事務員1名の計6名で構成され、弁護士の指示のもと、依頼者の方々に満足して頂ける法務サービスを提供することを第一に日々努力しております。

さて、事務所報についてですが、予てより当事務所内では「事務所報を発行してはどうか」との声がありました。しかし、業務に追われ、中々事務所報発行についての話が進展せぬままになっておりました。通常、当事務所でこのような場面では私が中心となり編集作業を行うというのが通例でしたが、今回の事務所報の発行に際しては、初めて事務員の中から編集長を選び、私は編集員の一人として、彼女達の指示に従い編集作業を行いました。

手前味噌ではありますが、彼女達の力はすばらしく、次々とアイディアを出し、手探りで、また手作りで、何も無いところから何とか形を整えてくれました。

全員、本格的な編集作業など、初めてのことで不慣れの出来映えではありますが、皆様にご一読頂けると幸いです。

今後とも事務局全員の力を合わせて、事務所報を第2号、第3号と続けていきたいと思っております。

また、今まで以上に良質な法務サービスを提供していきたいと思っておりますので併せて宜しくお願い申し上げます。



事務局長 高橋 秀郎
たかはし しゅうろう

《講師等派遣についてのご案内》

さて、昨今、当事務所所属弁護士を、講演会や研修会などの講師等として派遣して欲しいとのご要望をいただくことが多くなりました。法律・司法制度やコンプライアンスに対する関心の高まりが背景にあるのではないかと推察しております。

このような関心の高まりを受けて、当事務所では、関与先・関係先の皆様が関与される各種会合等に対し、無料で、弁護士を講師等として派遣させていただくことと致しました。

講演会や研修会、勉強会などの各種会合においてご利用いただきたく、内容や方法についても柔軟に対応致しますので、是非、本制度をご活用下さい。

(法律に関連するテーマであれば、ご要望に応じて調整させていただきます。)

法律相談のご案内

- ご相談のご予約はお電話またはホームページで受付しております。
- 相談料は当事務所の基準でいただいております。
- 初回事務所相談は無料となります。

ご相談は予約制とさせていただきます

ホームページもご覧ください

<http://www.mikilo.jp/>

所属弁護士のご紹介や取り扱い業務のご説明、法律相談のご案内等の情報を掲載しており、法律相談のご予約もできますので、ぜひご利用ください。

三木・佐々木・山田法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなべビル7階

TEL:011-261-6980 FAX:011-261-6981

営業時間：平日午前9時から午後6時まで

アクセス

【公共交通機関の場合】

- 地下鉄 東西線 西18丁目駅 … 5番出口より徒歩5分
- 市電 西15丁目駅 … 降車徒歩1分

【お車でのご越しの場合】

当ビルには駐車場はございません。近隣に時間貸し駐車場が多数ございますので、そちらをご利用ください。



【編集後記】

第一号ということで、なにもかも手探りの状態から始まったこの事務所報でしたが、無事に発刊することができました。来年度もまたみんなで力を合わせて作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

